

みやこ
京・くらしの安心安全情報 第107号

(令和元年10月)
京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

- タトゥーシールやフェイスペイントによる肌トラブルが発生！ (2面)
- 断っても借金させてまで強引に契約！？ (3面)
- プレミアム商品券に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意！ (4面)

「消費生活フェスタ2019」へ行こう！

**11/16(土)
入場無料**

お子さまから高齢者の方まで年齢を問わず、楽しみながら、消費生活について学ぶことができる、参加型イベントを開催します。

同じ会場では、他にも6つのイベントが行われており、ステージでの催し物や、飲食ができる屋台コーナーなど、たくさんのブースが出展します。皆さんでぜひお越しください！



- | | |
|-----|---|
| 日時 | 令和元年11月16日(土) 午前9時～午後4時 |
| 場所 | みやこめっせ(京都市勧業館) 左京区岡崎成勝寺9番地の1 |
| 内容 | <p>○ <u>小学生向けワークショップ</u>
「ソックスアニマルを作ろう！」</p> <p>○ <u>ブース出展</u>
～目指せ消費者力アップ！～消費生活クイズ など</p> |
| その他 | <p>同時開催するイベント</p> <p>「京都エネルギーフェア」 「エコまちフェスタ」
 「市民すこやかフェア」 「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ」
 「京都やんちゃフェスタ(第2部)」 「ユスカル！～若者文化市」</p> |

タトゥーシールやフェイスペイントによる 肌トラブルが発生！

タトゥーシールやフェイスペイントは、ハロウィンパーティー、スポーツ観戦などのイベントの際に手軽に楽しめるとあって、多くの種類の製品が販売されています。しかし、肌に合わずかゆくなった、剥がしたときに肌に傷が付きシミが残った等の事故情報が寄せられています。

タトゥーシールやフェイスペイント等は、化粧品のように安全性の基準が設けられていないことに加え、子どもの皮膚は大人に比べて表皮が弱く、肌トラブルが発生しやすくなっていることに注意して使用する必要があります。

相談事例

100円ショップで買ったハロウィンの絵柄のタトゥーシールを、子どもの頬に貼った。使用方法に従って濡らしたティッシュを当てながら貼り、約3時間後に、ティッシュにベビーローションを付けてシールに当てながら剥がそうとしたが、なかなか剥がれず、化粧落とし用のクレンジングローションでも剥がれなかった。子どもが痛がるので剥がすのをやめて、翌日はシールを付けたまま幼稚園に行き、帰宅後に、綿棒でシールをこすり取るようにしたらようやく剥がれた。強くこすった箇所は、かさぶた状になり、その後かさぶたは取れたが、シミのようになってあとが目立っている。



アドバイス

- 化粧品のように安全性の基準等が定められた製品ではないことに留意して使用しましょう。子どもに使用する場合は、より注意が必要です。
- アレルギー体質の方は、成分表示をよく確認しましょう。
- 肌に傷や湿疹などの異常がある場合には使用しないようにしましょう。症状を悪化させる可能性があります。
- 使用方法、剥がし方、対象年齢及び**使用上の注意をよく読んでから使用しましょう。**
- 事前に腕の内側などの目立たない部分で使用テストをしましょう。
- **肌に合わない場合はすぐに使用を中止し、赤み、腫れ、かゆみ、痛み、刺激や黒ずみ等の異常がある場合には皮膚科医を受診しましょう。**



断っても借金させてまで強引に契約！？

勧誘に対して「お金が支払えない」などと言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口に関するトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられています。この手口は、「お金稼ぎに関する情報商材」や「マルチ商法」などで目立っており、「借金はすぐに返済できる」と説明するなどの問題勧誘が見られます。また、貸金業者等に対してウソをつくよう仕向けられ借金をさせられるケースなど深刻な事例も見られます。

相談事例

- ・ ウソをついて借金をするよう仕向けられ投資に関するソフトを契約した
- ・ お金を借りるよう脅されてCO₂排出権取引の契約をした
- ・ 「借金してでもやったほうがいい」と言われ、お金稼ぎに関する情報商材の契約をした
- ・ デート商法で長時間勧誘を受け、クレジットを組んでネットワークレスの契約をした
- ・ 考える時間を与えられずクレジットカードを作らせられたタレントレッスン契約をした



問題点

- ・ 「お金が支払えない」と断っているのに強引に勧誘を行っている
- ・ ウソをつかせて契約させるなど、問題のある借金・クレジット契約をさせている
- ・ 資金力がない人に対して勧誘を行っている
- ・ 支払い切れないほど高額な契約をさせる深刻な相談事例が寄せられている

アドバイス

- ・ 「お金が支払えない」という断り方はやめ、きっぱりと断りましょう。
- ・ 借金をする際、ウソをつくように言われても絶対に耳を貸してはいけません。
- ・ 借金をしてまで投資等のためにお金を支払うことはやめましょう。
- ・ 無理な契約にならないよう気を付けましょう。



**ご不安な場合やトラブルになった場合は
京都市消費生活総合センター（☎256-0800）
までご相談ください！**

プレミアム商品券に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意！

京都市では、国の経済対策と連携し、消費税率10%への引上げによる、所得の少ない方（住民税非課税の方）や乳幼児のいる子育て世帯の消費に係る影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として「京都市プレミアム付商品券」を発行します。

商品券に関する手続きにおいて、市役所や区役所（支所）、また内閣府の職員などが市民の皆様のご自宅を訪問したり、電話やメールなどで次のことを求めたりすることは**絶対にありません。**

- 手数料等の振込を求めること
- ATM（銀行・コンビニ等の現金自動支払機）の操作をお願いすること
- 市民の皆様の銀行口座の番号やマイナンバー等の個人情報を尋ねること



ご自宅や職場などに不審な電話やメール、訪問などがあれば、京都市プレミアム付商品券申請案内コールセンター（☎0570-045-500）や最寄りの警察署にご連絡ください！

【編集後記】

ついに10月から消費税率が10%に引き上げられました。軽減税率も導入され計算が複雑ですが、考えながら買い物をしたり、レシートを確認するくせがついたりすることで、今までより自分が使っているお金について意識できているような気がします。考えながら買い物をすると、不審な請求を疑ったり契約前に内容を確認したり契約トラブルを防ぐことにつながります。皆様もぜひこの機会に、賢い消費者を目指しましょう！

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

さいむゼロ
☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（祝休日を除く。）

午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



*土・日・祝日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

令和元年10月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第314652号

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

